

平成30年度認知症介護指導者養成研修の受講者推薦について

県では、「認知症介護等研修」（認知症介護実践者研修等）の講師をはじめ、地域の認知症介護の指導者として活動する者を養成するため、認知症介護研究・研修東京センターが実施する「認知症介護指導者養成研修」へ受講者を派遣しており、概要は下記のとおりです。

受講を希望される方は、下記1に記載のいずれかの推薦依頼先を通して、県へお申し込みいただくこととなります。

記

1 推薦依頼先

茨城県老人福祉施設協議会
茨城県介護老人保健施設協会
茨城県地域密着型介護サービス協議会
茨城県訪問看護ステーション連絡協議会
介護福祉士養成施設協会関東信越ブロック協議会茨城支部
茨城県医師会
茨城県社会福祉士会
茨城県介護福祉士会
茨城県看護協会
茨城県理学療法士会
茨城県作業療法士会
茨城県訪問介護協議会
茨城県ケアマネジャー協会

(以上 13 団体)

2 受講対象

以下の**①～⑤のすべてを満たす者**のうち、県が適当と認めた者。

- ① 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者
- ② 以下のいずれかに該当する者であって、相当の介護実務経験を有する者
 - (ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者。(過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。)
 - (イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
 - (ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- ③ 認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修(「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「平成12年通知」という。)に規定する基礎課程又は「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」(平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「平成17年通知」という。)に規定する実践者研修を修了した者を含む。)及び認知症介護実践リーダー研修(平成12年通知に規定する専門課程又は平成17年通知に規定

する実践リーダー研修を修了した者を含む。)を修了した者(厚生省老人保健福祉局計画課長通知より)

- ④ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者
- ⑤ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者で、県が実施する認知症介護等研修の企画・立案および講師としての指導に確実に参加できる者

3 申込み期限

各団体から県への報告期限は平成30年4月10日(火)としているため、各団体への報告はそれ以前に済ませる必要があります。各団体での報告期限等については、各団体へお問い合わせ下さい。

4 研修期間等(予定)

- (1) 期 間 第1回目 平成30年6月4日(月) ～ 平成30年8月3日(金)
第2回目 平成30年8月20日(月) ～ 平成30年10月19日(金)
第3回目 平成30年11月26日(月) ～ 平成30年2月1日(金)
基本カリキュラム：前半3週間・職場実習4週間・後半2週間
- (2) 会 場 認知症介護研究・研修東京センター(東京都杉並区高井戸西1-12-1)

5 研修費用等

- (1) 県推薦者1名の研修の受講料(230,000円)は、県が負担します。
※事業所推薦による受講の場合は事業所等の負担となります。
- (2) 研修の受講に係る交通費及び宿泊費については、受講者の負担となります。
- (3) 教材費、災害傷害保険及び食費等の実費は受講者の負担となります。

6 本件に関する問い合わせ先

茨城県保健福祉部 長寿福祉課 地域ケア推進室

Tel:029-301-3332 Fax:029-301-3349

※平成30年4月以降にご提出・お問い合わせの場合は、県の組織改編により

下記の推薦提出先・問い合わせ先となりますためご留意願います。

(E-mail 先は、4月以降に下記の電話番号にお問い合わせ願います)

茨城県保健福祉部 地域ケア推進課

認知症介護等研修担当

Tel:029-301-3332 Fax:029-301-3318